

「21世紀の最重要課題」

性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会の実現へ

玖珠町 第3次男女共同参画 基本プラン

玖珠町DV対策基本計画、玖珠町女性活躍推進計画

2021 - 2030

2021年(令和3年)3月

玖珠町

はじめに



玖珠町では、「玖珠町男女共同参画推進条例」に基づき、平成22年に計画期間を10年とする「玖珠町第2次男女共同参画基本プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現のために様々な施策を推進してまいりました。

しかしながら、依然として地域社会においては、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく慣行や慣習などが存在しております。

このような中、様々な社会情勢の変化に対応するため、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第5次おおいた男女共同参画プラン」を勘案し、「玖珠町第3次男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

今回の計画では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の施行を踏まえ、町推進計画として位置づけました。

今後は、この計画に基づき、関係機関との連携を更に深めながら、町民の皆様と共に「性別にかかわらず ひとりひとりが輝き 思いやりのあるまち」となるよう取組を進め、すべての人の人権が尊重され、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指してまいりますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました「玖珠町人権・部落差別解消推進審議会」をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました皆様に対しまして心から感謝申し上げます。

2021年(令和3年)3月

玖珠町長 宿利政和

目 次

第1部 総論編

第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格・位置づけ	
3 計画の期間	
第2章 社会情勢の変化	3
1 国の動き	
2 県の動き	
3 玖珠町の取組	
第3章 計画の基本的な考え方	6
(1) 基本理念	
(2) 玖珠町がめざす姿	
(3) 計画の実現に向けて	
(4) SDGsによる取組	
(5) 計画の体系	

第2部 各論編

第1章 具体的な方策	12
基本目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識改革	12
重点目標1 男女の平等と人権を守る環境づくり	
重点目標2 男女共同参画の視点に立った意識改革と社会制度・慣行の見直し	
重点目標3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	
基本目標Ⅱ 男女が安心できる生活の確保	14
玖珠町DV対策基本計画	
重点目標1 ドメスティック・バイオレンス(DV)、性犯罪等の被害者の支援	
重点目標2 女性に対する暴力の予防啓発	
重点目標3 生涯を通じた健康支援	
基本目標Ⅲ 女性の活躍の推進	21
重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
重点目標2 雇用等の分野における男女共同参画の推進	
重点目標3 男性の家事・育児・介護等への参画促進と仕事と生活の調和	
重点目標4 農林業等における男女共同参画の推進	
重点目標5 男女が共に支える地域づくりの推進	
第2章 計画の推進体制	26

資料編	30
-----------	----

第 1 部
総論編

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会*の実現は、「21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題」と位置づけられ、様々な取り組みが進められてきましたが、現実には多くの課題が山積しています。

玖珠町では、平成15年に「玖珠町男女共同参画プラン」、平成22年に「第2次男女共同参画基本プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けてその施策の推進に努めてきました。しかし、依然として性別による①固定的な役割分担意識、②意思決定過程における指導的地位に占める女性の割合、③就労の分野における女性の参画、④仕事と生活の調和、⑤相対的貧困率、⑥女性に対する暴力等の課題は残っており、男女共同参画社会の実現に向けてなお一層の努力が必要とされています。

この間、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律〔以下 DV防止法 2001年(平成13年)、改正2004年(平成16年)、改正2007年(平成19年)〕」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律〔以下 女性活躍推進法(2016年)、改正(2019年)〕」が制定されるなど、男女共同参画社会を取り巻く環境も大きく変化してきました。

こうした状況の中、男女共同参画社会に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくための指針として、「第3次男女共同参画基本プラン」を策定するものです。

2 計画の性格・位置づけ

本計画は、「男女共同参画基本法」第14条及び「玖珠町男女共同参画推進条例」第9条の規定に基づく玖珠町の男女共同参画社会の形成を図るための基本的な計画です。

また、「玖珠町第6次総合計画」の部門計画として、その目標の実現を男女共同参画の面から具体化するとともに、町の関連する各種計画との整合性を図っていきます。

さらに、本計画のうち基本目標Ⅰのすべての重点目標、基本目標Ⅲの重点目標1～4を「女性活躍推進法」第6条第2項の規定に基づく「町推進計画」と位置づけるとともに、本計画のうち基本目標Ⅱの重点目標1～2を「DV防止法」第2条の3第3項の規定に基づく「町基本計画」と位置づけ、「第3次玖珠町男女共同参画基本プラン」と一体的に策定しました。

- 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく町男女共同参画計画
- 玖珠町男女共同参画推進条例第9条に基づく男女共同参画計画
- 第6次玖珠町総合計画の部門計画
- 女性活躍推進法第6条第2項に基づく町推進計画
- DV防止法第2条の3第3項に基づく町基本計画

3 計画の期間

本計画の期間は、2021年度（令和3年度）から2030年（令和12年度）までの10年間とし、5年ごとに（実施計画の）見直しを行います。

また、社会経済情勢の変化や国・県の制度の変更などを考慮し、必要に応じて内容の見直しを行います。

第2章 社会情勢の変化

1 国の動き

我が国の男女平等の実現に向けた取組は、日本国憲法にその理念が明記されたことが大きな契機となり、戦後の国際社会における取組とも連動しながら着実に進められてきました。1972年（昭和47年）「勤労婦人福祉法」制定（後の「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」）、1985年（昭和60年）年の「女子差別撤廃条約」の批准を経て、1999年（平成11年）には、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として「**男女共同参画社会基本法***」（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）が制定されました。

基本法では、男女共同参画社会の形成を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義しており、基本理念の一つとして男女共同参画社会の形成は、「男女が、社会の対等な構成員として、政策・方針の立案・決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行われなければならない」とされています。

また、これまで政府は、指導的地位に女性が占める割合について、国連の「ナイロビ将来戦略勧告」〔1990年（平成2年）〕で示された国際的な目標である30%の目標数値や諸外国の状況を踏まえ、2003年（平成15年）に「社会のあらゆる分野において、2020年（令和2年）までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ取組が進められてきましたが、この目標は必ずしも社会全体で十分共有されませんでした。こうしたことから、国の第4次男女共同参画基本計画（以下「4次計画」という。）においては、特に、将来指導的地位に成長していく人材を着実に増やすなど取組が進められてきました。

一方、2015年（平成27年）に国連で決定された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）において、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられており、これに沿って各国で取組が加速されています。

こうした国際社会のスピード感を備えた推進状況と比較すると、我が国の男女共同参画の推進状況は、政治分野や経済分野をはじめ非常に遅れたものとなっています。その要因としては、例えば

政治分野においては、立候補や議員活動と家庭生活との両立が困難なこと、人材育成の機会の不足、候補者や政治家に対するハラスメントの存在等、経済分野においては、女性の採用から管理職・役員へのパイプラインの構築が途上であること、そして、社会全体においては、固定的な性別役割分担意識やジェンダーバイアスの存在等が考えられるとされています。

2013年(平成25年)に国が示した「日本再興戦略」や「女性活躍加速のための重点方針2015」(平成27年)の中核に「女性の活躍推進」が盛り込まれ、2015年(平成27年)8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が制定されました。女性活躍推進法では、男女がともに、多様な生き方、働き方を実現でき、ゆとりがある豊かで活力あふれる、生産性が高く持続可能な社会の実現を図ることを目指しています。2019年(令和元年)6月に一部改正が公布され、女性の職業生活における活躍が迅速かつ重点的に推進されることとなりました。

また、これまで事業主の自主的取組に委ねられてきた基本法の「積極的改善措置」や、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)における「ポジティブ・アクション」を大企業等に義務付けることにより、男女の実質的な機会均等を目指すものとされています。

2 県の動き

大分県においては2001年(平成13年)に「おおいた男女共同参画プラン」を策定し、2002年(平成14年)には大分県男女共同参画推進条例が制定されました。以後、「おおいた男女共同参画プラン」は2度の改定〔2006年(平成18年)、2011年(平成23年)〕を実施しています。また、2003年(平成15年)に男女共同参画に関する拠点施設として「大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)」を開設し、2010年(平成22年)には男女共同参画に関する相談・啓発と総合企画業務を一元化し、機能強化を図るため、「県民生活・男女共同参画課」を「大分県消費生活・男女共同参画プラザ」に移転統合し、推進体制の整備を図るとともに、2011年(平成23年)には「第3次おおいた男女共同参画プラン」を策定するなど、男女共同参画社会の実現に向けて「固定的な性別役割分担意識」の解消や環境整備などの各種施策が実施されました。

2015年(平成27年)8月、経済団体と連携して「女性が輝くおおいた推進会議」を設置し、女性が働きやすい職場づくり、制度の導入、管理職への登用などを目標とした女性活躍推進宣言に取り組んでもらうよう働きかけています。

また、2015年度(平成27年度)を開始年度とする大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」においては、「女性の活躍推進と男女共同参画社会の構築」を掲げており男女共同参画社会実現のため、女性の活躍という観点からの取組が焦点化されました。

さらに、2016年(平成28年)3月には、これまでの成果と新たな課題を踏まえ、今後の取組を総合的かつ計画的に進めていくため、2016年度(平成28年度)から2020年度(令和2年度)までの5年間を計画期間とする「第4次おおいた男女共同参画プラン」が策定されました。この計画では、「固定的な性別役割分担意識のない、男女平等の大分県」、「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人

が暮らせる大分県」、「男女が個性と能力を発揮できる、多様性と活力に富んだ大分県」をめざす姿として掲げられ、様々な取組を行うこととされました。

3 玖珠町の取組

玖珠町では、国・県の動向を受け、2001年（平成13年）町職員による「男女共同参画推進基本計画策定委員会」を設置し、玖珠町男女共同参画プランの策定に向けた取組が始まりました。

翌2002年（平成14年）4月には、町内の成人者から、無作為に抽出した100名を対象とした「玖珠町男女共同参画社会づくりのためのアンケート」を実施し、男女共同参画に関する町民意識の動向を把握するとともに、同年6月、町内の有識者等による「男女共同参画推進基本計画策定懇話会」を設置しました。2003年（平成15年）3月、その懇話会による協議を経た後、「玖珠町男女共同参画プラン」を策定、その後、2011年（平成23年）4月「玖珠町第2次男女共同参画プラン」に改定し、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それによって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会「男女共同参画社会」の実現にむけての取組を進めています。また、2008年（平成20年）に男女共同参画推進の基本理念等を定めた「男女共同参画推進条例」を制定しました。

***男女共同参画社会基本法** 平成11年（1999年）6月23日公布、施行。この法律は、男女共同参画社会の形成に関する5つの基本理念を定め、この基本理念にのっとり、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めること、というそれぞれの責務を明らかにしている。

***男女共同参画社会** 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

第3章 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念(玖珠町男女共同参画推進条例第3条)

男女共同参画の推進は、次に掲げる5つの基本理念にのっとり推進されなければなりません。

- 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。
- 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会のあらゆる分野における活動の選択に関して、男女が、制度又は慣行により差別されないよう配慮されること。
- 男女が、社会の対等な構成員として、町における施策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- 男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動に関し家族の一員として相互に協力し、当該家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動との両立を図ることができるようにすること。
- 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、その推進は、国際的な協調の下に行われなければならないこと。

(2) 玖珠町がめざす姿

条例に制定された5つの基本理念を元にした「玖珠町がめざす男女共同参画社会の姿」は以下のとおりです。

- すべての人の人権が尊重され、尊厳を持って心豊かに暮らせる玖珠町
- 固定的な性別役割分担意識のない、男女平等の玖珠町
- すべての人が性別にとらわれず個性と能力を発揮できる、多様性と活力に富んだ玖珠町

(3) 計画の実現に向けて

- 計画を広く周知するため、玖珠町ホームページへの掲載や概要版の家庭や事業所への配布等を行います。
- 5年ごとに実施計画を策定し推進します。また、年度ごとに評価します。
- 2017年(平成29年)に「人権問題に関する町民意識調査」を実施しましたが、さらに男女共同参画に関する町民意識の動向を把握するために、調査項目や実施方法等検討します。

(4) SDGsによる取組

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、世界で広がる貧困・格差・地球環境の危機を克服し「持続可能な社会・経済・環境」を目指す、世界共通の目標です。2015年に国連で開催された「持続可能な開発サミット」で日本も賛同し、国連加盟国193カ国の首脳が全会一致で決定となりました。2030年という達成期限を設け、17のゴールと169のターゲットにすべての国が取り組むことを約束しています。

また、SDGsの中でジェンダー平等 (SDG5) は、次の理由から大変重要なテーマです。

○一つの独立したゴールとして (SDG5)

○SDGs全体の「目的」として

(前文より「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性のエンパワーメントを達成することを目指す」とされている。)

○17のゴールをすべて実現するための「手段」として

(本文で「ジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメントは、すべての目標とターゲットの進展に極めて重要な貢献をするものである」とされている。)

本計画においても、基本目標ごとにSDGsと関連付けた取組を推進することとします。

本計画に関連するSDGs



(5) 計画の体系

この計画の総合目標を「男女共同参画社会の実現」とし、その下に3つの基本目標を定め、さらに基本目標ごとに重点目標を設定します。

○ 施策体系図

総合目標	基本目標	重点目標と主な取り組み
	Ⅰ 男女共同参画に 向けた意識改革 	玖珠町女性活躍推進計画
Ⅱ 男女が安心できる 生活の確保 	玖珠町DV対策基本計画	1. ドメスティック・バイオレンス (DV)、性犯罪等の被害者の支援 (1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進 (2) 性犯罪、ストーカー行為等への対策の推進 (3) 相談・支援体制の確立 2. 女性に対する暴力の予防啓発 (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり (2) 子どもに対する性的な暴力等の根絶に向けた対策の推進 (3) メディアにおける性・暴力表現への対応 3. 生涯を通じた健康支援 (1) 生涯を通じた健康支援 (2) 妊娠・出産に関する健康支援 (3) 健康をおびやかす問題についての対策の増進

※本計画のうち基本目標Ⅰのすべての重点目標、基本目標Ⅲの重点目標1～4を「女性活躍推進法」第6条第2項の規定に基づく「町推進計画」と位置づけ、第3次玖珠町男女共同参画基本プラン」と一体的に策定しました。

基本目標		重点目標と主な取り組み	
<p style="text-align: center;">総合目標</p> <p style="text-align: center;">男女共同参画社会の実現</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl;">Ⅲ 女性の活躍の推進</p> <p style="writing-mode: vertical-rl;">玖珠町女性活躍推進計画</p>	1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
		(1) 審議会等への女性の参画促進	
		(2) 役職・管理職等への女性の登用促進	
		(3) 男女共同参画を担う人材育成	
		2. 雇用等における男女共同参画の推進	
		(1) 雇用の分野における男女の機会均等と待遇の確保	
		(2) 企業の男女共同参画に向けて自主的な取り組みへの支援	
		(3) 女性の能力発揮促進の支援	
		(4) 女性の就業継続、再就職の支援	
		(5) ハラスメント防止に向けて啓発活動や相談体制の充実	
		3. 男性の家事・育児・介護等への参画促進と仕事と生活の調和	
		(1) 長時間労働抑制等の推進	
		(2) 家庭における男性の参画促進	
		(3) 地域社会における男性の参画促進	
		4. 農林業等における男女共同参画の推進	
		(1) 農林業における男女共同参画の推進	
		(2) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり	
		5. 男女が共に支える地域づくりの推進	
		(1) 地域における男女共同参画の推進	
		(2) 地域おこし・まちづくり・観光分野における男女共同参画の推進	
(3) 防災・災害復興分野における男女共同参画の推進			
(4) 環境分野における男女共同参画の推進			
推進体制			
<p>(1) 町民・事業者・行政の連携と協働</p> <p>(2) 庁内推進体制の充実及び計画の進行管理</p> <p>(3) 大分県・他市町村・関係団体等との連携</p>			
<p>※本計画のうち基本目標Ⅱの重点目標1～2を、「DV防止法」第2条の3第3項の規定に基づく「町基本計画」と位置づけ、第3次玖珠町男女共同参画基本プラン」と一体的に策定しました。</p>			

第 2 部
各 論 編

第1章 具体的な方策

基本目標 I 男女共同参画に向けた意識改革

重点目標 1 男女の平等と人権を守る環境づくり

【現状と課題】

人は、男性であれ女性であれ、誰でも人として尊重され、それぞれふさわしい環境の下で人間らしく生きる権利を持っています。人権の尊重は、私たちの社会の基礎となるものであり、男女間の差別を解消し、すべての人々の人権が平等に尊重される社会をつくることが重要です。

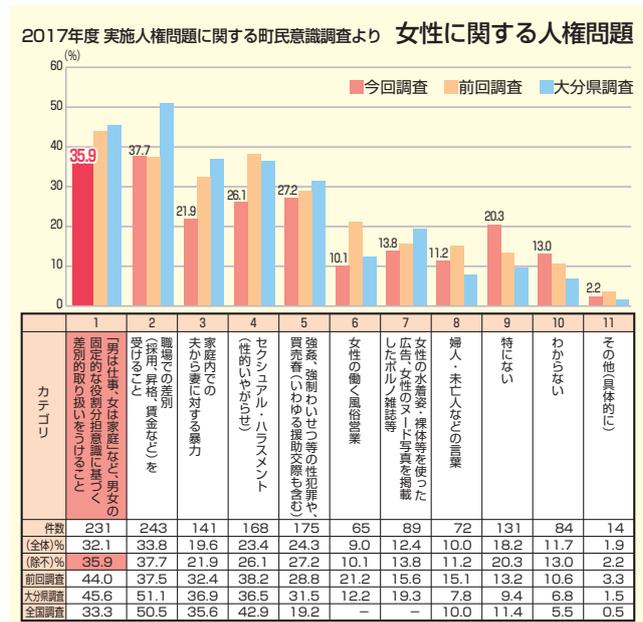
高度情報通信化が進展する中で、メディアによってもたらされる影響も大きく、女性の性的側面のみを強調した情報、人権を無視した表現などを、自分の意志で読み解いて判断する力をつけていくことが必要です。

最近では、非正規雇用やひとり親家庭の増加で、経済的負担、精神的負担を抱え、生活上の困難に陥りやすいケースが増加しています。貧困などの生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止する取組が重要です。また、性同一性障害や性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や、障がいがあること、高齢であること、日本で生活する外国人であること、部落差別問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合については、人権尊重の観点から配慮が必要です。

さまざまな人権問題に積極的に取り組む個人や団体を支援・連帯するとともに、国際的な取組について情報提供する等、男女が人権意識を高め、女性に対する差別や偏見の意識を是正し、あらゆる分野でその個性と能力を十分に発揮することができる社会環境の整備が必要です。

【主な取組】

- (1) 意識改革のための広報・啓発の推進
- (2) メディアにおける女性の人権の尊重
- (3) 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた人の人権尊重の意識の浸透
- (4) 国際的取り組みへの協調



重点目標2 男女共同参画の視点に立った意識改革と社会制度・慣行の見直し**【現状と課題】**

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を前提とした仕組みや習慣は、男女の自由な活動の選択を妨げたり、家庭や働く場などでの男女不平等な取扱いに結びついたりすることがあるため、その性別役割分担意識の解消をめざし、広報・啓発活動を推進することが必要です。

男女のライフスタイルや個人の生き方が多様化する中で、「男だから」、「女だから」というだけでその可能性が狭められることなく、その能力を十分に発揮できるように、あらゆる場面におけるさまざまな社会制度や慣行を男女共同参画の視点に立って見直すとともに、幅広い世代に対して男女共同参画についての意識啓発に取り組むことが必要です。

【主な取組】

- (1)家庭・地域・働く場における固定的な性別役割分担の是正
- (2)家庭・地域・働く場等における社会制度・慣行の見直し
- (3)男女共同参画にかかる調査の実施、情報の収集・整備・提供

重点目標3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実**【現状と課題】**

男女が共に、それぞれの個性と能力を発揮し、固定的性別役割分担意識にとらわれない生き方ができる男女共同参画社会を実現するためには、家庭・学校・地域・職場等における教育や学習の果たす役割が非常に大きく、保育・幼児教育・学校教育・社会教育・家庭教育等で、一人ひとりの個性を尊重しあえるよう、男女共同参画の視点を踏まえた教育・学習機会の充実を図る必要があります。

【主な取組】

- (1)男女平等を推進する教育・学習の充実
- (2)多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実
- (3)教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

玖珠町DV対策基本計画

重点目標1

ドメスティック・バイオレンス（DV）、性犯罪等の被害者の支援

重点目標2

女性に対する暴力の予防啓発

【これまでの取り組み】

配偶者やパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。外部から発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲も気がつかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

また、被害者の多くは女性であり、経済的に自立が困難になりがちな女性に対して配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げとなっています。

暴力の背景には、男女の社会的地位・経済力の格差、固定的な性別役割分担意識、女性への人権軽視のなごりなど、我が国の男女が置かれている状況に根ざした社会的・構造的問題があります。こうした状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための不断の取組が必要です。

このため、2001年（平成13年）4月に、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「法」という。）が制定されました。これにより、保護命令制度の導入、**配偶者暴力相談支援センター**^(※)による相談や一時保護等の業務が開始され、それまで、潜在化しやすく、また、社会の理解も不十分で、個人的問題として矮小化されることも多かった配偶者からの暴力に対する社会の関心や認識が高まってきました。

大分県では、法の施行を受けて、2002年（平成14年）4月に大分県婦人相談所を、2009年（平成21年）8月に大分県消費生活・男女共同参画プラザ（以下「アイネス」という。）を配偶者暴力相談支援センターとして位置付け、相談や一時保護、自立支援のための各種情報提供等が行われています。

2004年（平成16年）5月には法が一部改正され、配偶者からの暴力の定義の拡大、同居する子への接近禁止などの保護命令制度の拡充及び都道府県の基本計画の策定義務等の規定が新たに追加されました。県ではこの改正を受け、総合的かつ計画的なDV施策を進めていくため、2005年（平成17年）12月に、県の取り組む施策をまとめた「大分県DV対策基本計画」が策定されました。2007年（平成19年）7月には、市町村による基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター設置の努力義

務化、生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申立てができるようになるなどの保護命令制度の拡充等を内容とする法改正が行われました。

そこで、2007年（平成19年）の法改正の内容を計画に反映させるとともに、それまでの3年間の計画の取組状況を踏まえて、2009年（平成21年）2月に「大分県DV対策基本計画（改定版）」が策定されました。同年3月には「大分県男女共同参画推進条例」が一部改正され、DV防止に係る規定が追加されました。また、2012年（平成24年）3月に「第3次大分県DV対策基本計画」が策定され、各種施策が取り組まれているところです。

2014年（平成26年）1月には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力について、この法を準用することとされました。なお、2016年（平成28年）4月からは性犯罪・性暴力の被害者をワンストップで総合的に支援する「おおいた性暴力救援センター・すみれ」^(※)が開設されるなど女性に対する暴力をなくすための対策の強化が図られています。

2017年（平成29年）3月、被害者の保護と自立支援に関する県の施策の一層の充実を図るため「第4次大分県DV対策基本計画」が策定されました。

玖珠町においても、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援を推進するため、「玖珠町DV対策基本計画」として男女共同参画基本プランに位置付け、総合的かつ計画的に施策の充実を図ります。

本計画におけるDV（ドメスティック・バイオレンス）とは

- 本計画において「DV」とは、配偶者（事実婚を含む。）や配偶者であった者、また生活の本拠を共にする交際相手からの暴力をいいます。

※「生活の本拠を共にする」とは、被害者と加害者が生活の拠り所としている主たる住居を共にする場合を意味します。

専ら交友関係に基づく共同生活、福祉上、教育上、就業上等の理由による共同生活、又は専ら血縁関係、親族関係に基づく共同生活は、法の適用対象から除外されます。

- 「暴力」とは、殴る、蹴るなどの身体的なものだけではなく、これに準ずる次のような心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。

- ・身体的暴力（殴る、蹴る、髪を引っばる、突き飛ばす、物を投げつける、首を絞める、刃物などで脅す等）
- ・精神的暴力（無視する、大声でどなる、人格を否定するような暴言を吐く、生命・身体に対する脅迫〔殺すぞ・死ぬ等〕等）
- ・性的暴力（避妊に協力しない、性行為を強要する、ポルノビデオ等を無理やり見せる等）
- ・経済的暴力（生活費を渡さない・使わせない、借金の強要、外で働くことを禁じる、「誰のおかげで食べられるんだ」など見下して言う等）
- ・社会的暴力（外出を制限する、交友関係や電話を細かくチェックする等）

重点目標1 ドメスティック・バイオレンス(DV)、性犯罪等の被害者の支援

【現状と課題】

重大な人権侵害であるDV、セクシュアルハラスメントやストーカー等(以下「DV等」という)の相談が年々増加する傾向にあります。DVは暴力を手段にして、配偶者などを支配しようとする行為であり、その背景にはそれを容認する性差別意識が存在します。

大分県の意識調査ではこれまでにDVを受けたと回答した女性は24.7%いました。

また、女性が受けた暴力の形態をみると「精神的暴力」が最も多く、「身体的暴力」が続いています。

質 問	全体 (%)	女性 (%)	男性 (%)	無回答 (%)
一度でもDVの被害にあった人	37.9	24.7	12.6	0.6
何度もDVの被害にあった人	11.7	7.8	3.7	0.2

資料：平成26年度男女共同参画社会づくりのための意識調査(大分県)

DVを「受けたことがある」と答えた人に、誰かに打ち明けたり相談したか聞いたところ、女性では約64.0%、男性では約82.0%が相談しなかったとなっており相談しない割合が高くなっています。

また、男性は女性と比較して相談した割合が低いことが分かります。相談しなかった理由としては「相談するほどのことではないと思った」が45.0%と最も多く、次いで「自分にも悪いところがあると思った」36.5%、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思った」31.2%、「相談しても無駄だと思った」29.7%となっています。DVの被害者は、だれにも相談せずに被害を我慢し、犯罪行為が潜在化してしまうことがあります。被害者が安心して相談できる体制を整備し、関係部署、関係機関との連携や相談窓口の周知を強化することが必要です。また、困難事例については、大分県と連携し、専門的支援が得られるよう調整機能の強化を図っていく必要があります。

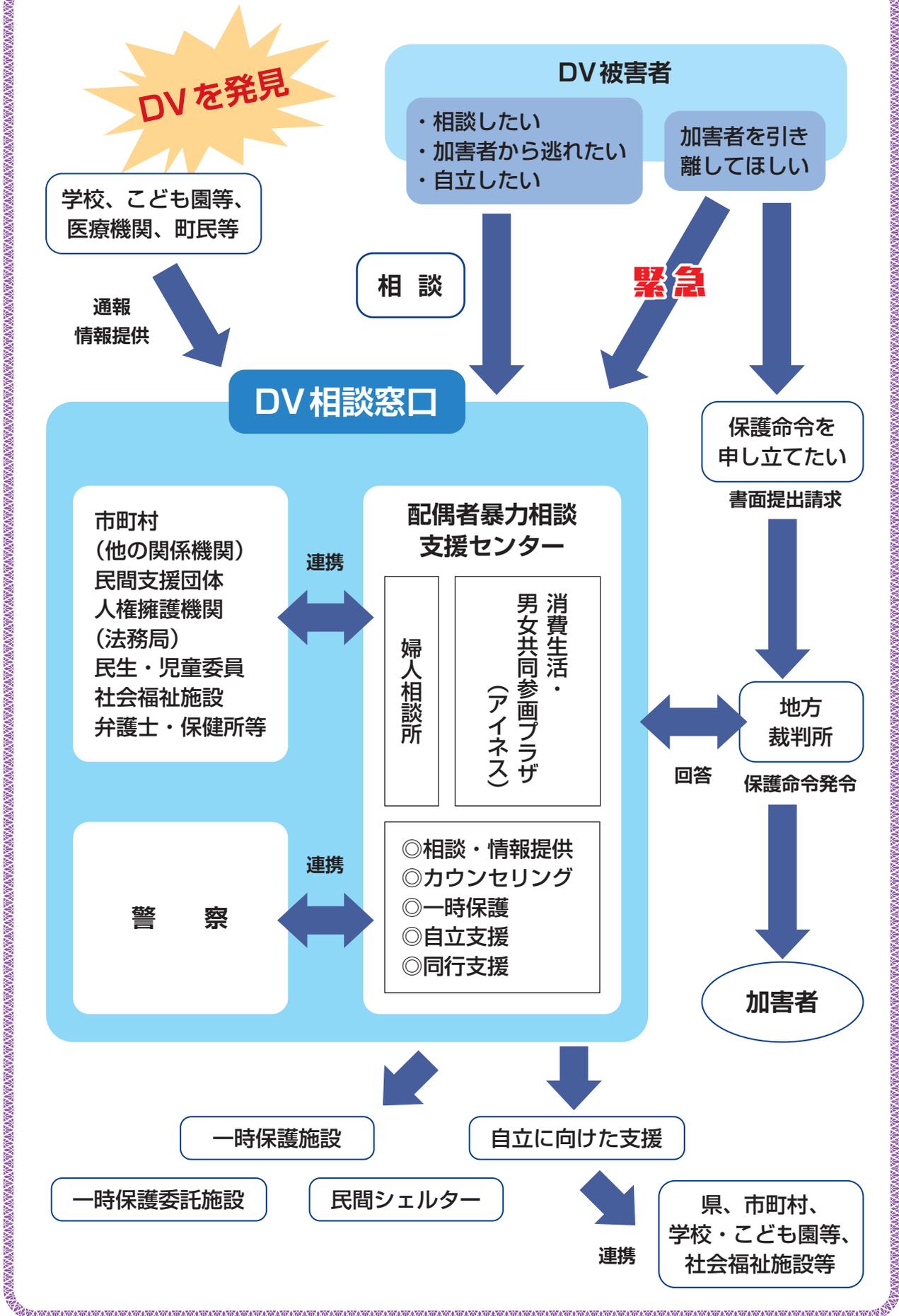
【主な取組】

- (1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- (2) 性犯罪、ストーカー行為等への対策の推進
- (3) 相談・支援体制の確立

10代・20代に対する性暴力の手口が巧妙こみょうになっています。
「被害にあっているかも。」と思ったら、ひとりで悩まずご相談ください。

おおいた性暴力救援センター
すみれ
相談専用電話 **#8891** (097-532-0330)
24時間365日
#4桁のダイヤルは、一部IP電話、PHSからはつながらないことがあります。
おおいた すみれ

《DV被害者に対する支援の流れ》



(※) 配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力相談支援センターは、法に定められた被害者支援の中心的役割を果たす機能の名称です（大分県では、婦人相談所とアイネスがセンターの機能を担っています）。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、

- 相談や相談機関の紹介
- カウンセリング
- 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- 自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助
- 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助
- 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行います。

(※) おおいた性暴力救援センター・すみれ

協力医療機関や臨床心理士、弁護士等関係機関と連携して、性暴力被害にあわれた方への総合的な支援を行う大分県が設置した機関です。

専任の相談員が、被害にあわれた方の意思を尊重しながら、下記の支援を行います。

- 電話相談・面接相談
- 支援制度等の紹介
- 医療機関や警察などへの付き添い
- 臨床心理士等によるカウンセリングや弁護士法律相談の実施

重点目標2 女性に対する暴力の予防啓発

【現状と課題】

配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪、売買春、ストーカー行為等の女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、女性に対する暴力が決して許されないものであるという認識を広く社会に浸透させるとともに、暴力を生まないための予防教育・啓発の推進を通じて、暴力を容認しない社会をつくることが重要です。

インターネットの普及により、ポルノ画像等の違法・有害な情報が氾濫し、接触が容易になっていることから、インターネット空間に氾濫する違法・有害な情報の削除及び掲載者の検挙対策を推

進する必要があります。近年、性的画像を撮影対象者の同意なく、インターネット等を利用して公表する行為により、被害者に多大な精神的苦痛を与える事案が生じており、有効な対策を講じる必要があります。

デートDV*も増加傾向にあることから、加害者にも被害者にもならないような対等な立場で相手も自分自身も尊重できる関係の作り方について学ぶことが必要です。

したがって、若年層からの意識啓発など、これまで以上にDV防止のための啓発が必要です。

*デートDV 恋人間で生じる身体的または精神的な苦痛を与える暴力行為をいう。

【主な取組】

- (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- (2) 子どもに対する性的な暴力等の根絶に向けた対策の推進
- (3) メディアにおける性・暴力表現への対応

女性に対する暴力をなくす運動

国、地方公共団体、女性団体及び関係団体等が連携、協力し、女性に対する暴力の問題に関する取組の一層の強化と、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図る活動です。

期間は、毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間と定められています。



パープルリボン運動

1994年にアメリカで始まった女性に対する暴力根絶の運動で、現在、40か国以上の国々に広がり、国際的なネットワークに発展した草の根運動です。

パープルリボンには、「あなたはひとりではない」というメッセージが込められており、それを身につけることでパープルリボン運動の趣旨への賛同を表明することができます。

重点目標3 生涯を通じた健康支援

【現状と課題】

男女が、お互いの身体の特徴を十分に理解し、思いやりを持って生きていくことはとても重要なことです。特に女性は妊娠や出産があり、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。そのため、年齢に応じて、自らの健康に関し、正しい情報を得て、自分で管理し、健康で充実した生活が送れるための健康づくり体制の充実を図ること、乳がんや子宮頸がん検診を受けやすい環境の整備を図ることが重要です。さらに、近年は、女性の就業の増加等、平均寿命の伸長に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策が必要となっています。

性に関する商業的・不正確な情報が氾濫している今日、性に関する正しい知識と理解を深めることが、若い世代には特に重要になってきています。そのため、学校や家庭などにおいて、HIVや感染症に関する正しい知識を得るため、子どもの発達段階や受容能力に応じた性教育を適切に行うことが必要です。

また、うつ病等の心の病も増加傾向にあり、働く場においては、心の健康に関する実態調査等を行うなど、うつ対策等への取り組みが必要です。家庭においては、育児不安を抱える母親が多く、育児ノイローゼや産後うつ、児童虐待に発展することも考えられます。安心して子どもを産み育てられる環境づくりや相談体制の確立が必要です。

喫煙や過度の飲酒は、生殖機能や胎児への悪影響があることや、薬物乱用は、本人の身体や健康をむしばむだけでなく、家庭崩壊や犯罪の原因につながることを、家庭、学校、地域などにおいて、理解、周知させていくことが必要です。

さまざまな健康に関する教育・相談・指導を幅広く取り組み、男女の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策の推進を図ることが重要です。

【主な取組】

- (1)生涯を通じた健康支援
- (2)妊娠・出産に関する健康支援
- (3)健康をおびやかす問題についての対策の増進

基本目標Ⅲ 女性の活躍の推進

重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【現状と課題】

民間企業等における管理職に占める女性の割合は上昇傾向にあるものの、依然として低い状況です。男女平等を確保し女性の能力が十分に発揮できるようにするためには、女性の採用・登用の促進を図り、男女共同参画を担う人材の育成を推進することが重要となっています。

人口減少が進む中、将来にわたり持続可能で活力ある玖珠町をめざすには、多様な人材の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取入れ等の観点から、女性の参画をあらゆる分野において進める必要があります。

【主な取組】

- (1) 審議会等への女性の参画促進
- (2) 役職・管理職等への女性の登用促進
- (3) 男女共同参画を担う人材育成

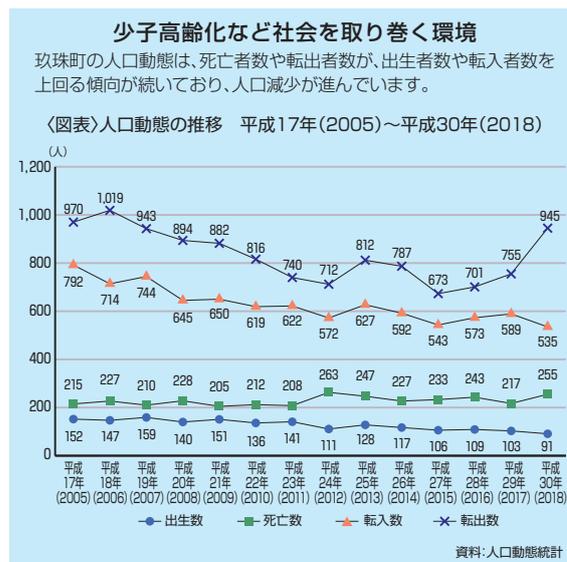
重点目標2 雇用等の分野における男女共同参画の推進

【現状と課題】

管理職に占める女性の割合は依然として低い状況であり、男女平等を確保し女性の能力が十分に発揮できるようにするためには、女性の活躍状況の把握・分析、採用・登用や勤続年数における男女差等の現状把握が必要です。そのうえで働きやすい職場環境を担保、構築するための目標設定・目標達成に向けた取組、女性の活躍状況に関する情報開示（見える化）など、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（いわゆる「女性活躍推進法」）に基づく取組を含めた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進することが重要となっています。

第1子出産を機に女性の約半数が退職するほか、介護や看護で離職・転職する人が毎年10万人おり、その8割が女性であるなど、出産、子育て介護等を理由に就業を中断する女性が依然として多いことから、継続就労あるいは再就職ができる環境の整備が求められています。

2014年（平成26年）7月1日から改正男女雇用機会均等法施行規則等が施行され、すべての労働者の募集、採用、昇進、職種の変更をする際に、合理的な理由がないにもかかわらず転勤要件を設



けることは、間接差別として禁止されています。

働く場におけるセクシュアルハラスメントの防止については、事業主や労働者に対する周知啓発などにより、男女がともに安心して働くことができる職場環境を整える必要があります。

妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇止め・降格などの不利益な取扱い（いわゆる「マタニティハラスメント」）、育休の取得を理由に不利益な取り扱い（いわゆる「パタニティハラスメント」）・申出を行うことは法令違反となります。事業主に対する啓発とともに、妊娠・出産・育児をしながら働く労働者のための制度の周知も必要です。

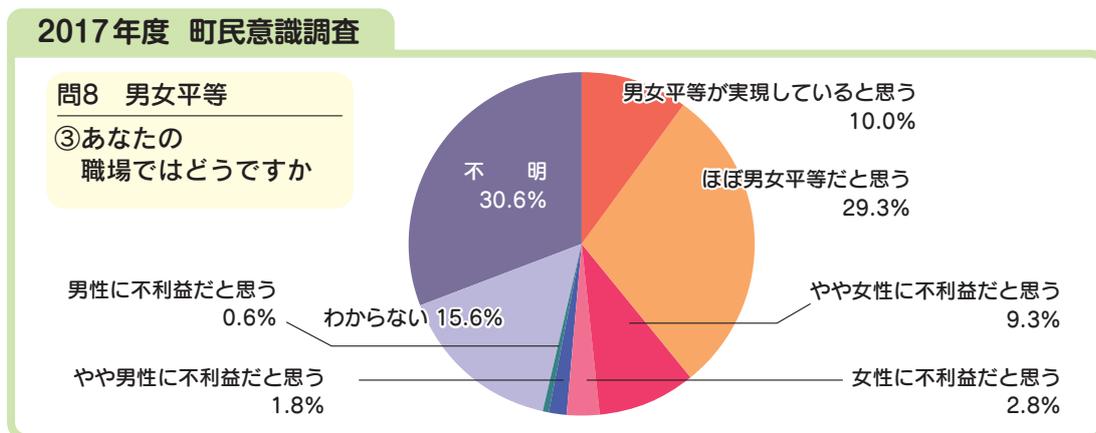
2020年（令和2年）4月1日からパートタイム・有期雇用労働法が施行され、正社員と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されました。2021年（令和3年）4月1日には中小企業においても適用され、雇用環境の整備が重要となっています。

女性は、中小企業の経営者又は家族従業者として事業活動で大きな役割を担っています。中小企業を取り巻く事業環境は依然厳しい状況にあり、女性経営者等の経営力向上への支援が必要です。

女性が創業する場合、男性と比較して創業年齢が低く、創業前の就業期間が短い傾向があり、アイデアと意欲はあっても経営や事業に関する知識が不足していたり、開業資金の調達が難しかったりなどの課題もあり、多様な生き方の実現や能力発揮のための支援が必要です。

【主な取組】

- (1)雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- (2)企業の男女共同参画に向けて自主的な取り組みへの支援
- (3)女性の能力発揮促進の支援
- (4)女性の就業継続、再就職の支援
- (5)ハラスメント防止に向けて啓発活動や相談体制の充実



【現状と課題】

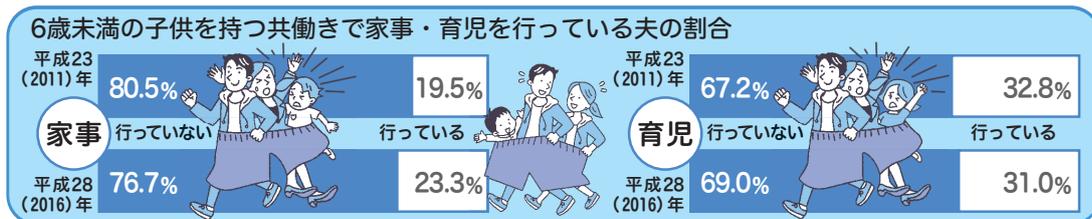
男性の家事・育児等への参画に対する意識が少しずつ変化してはいるものの、現実には男性の育児をはじめとした家庭生活や地域活動への参画が進んでいない現状も見受けられます。こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響による社会構造の変化が、人々の意識や行動にも変容を与えています。今後は、男性自身の意識だけではなく、家庭・地域・職場などの周囲の意識を変革し、男性がそれらの活動を前向きにとらえ、積極的に参画できるような社会づくりが求められます。

固定的な性別役割分担意識を背景に、子育てや家事等の家庭責任の多くを女性が担っており、その結果、女性が働く場において活躍することが困難となる場合があります。一方、介護を例にとると、男性は家事に不慣れ等の状況や地域とのつながりが乏しい中で、孤立した介護生活となっている場合があります。このため、男性が子育て、家事、介護等に参画し、地域との関わりを持つことが可能となる環境整備の推進が必要です。

働き方の多様化や共働き世帯の増加等に対応するためには、男性の子育て参画に対する企業や社会の理解を深め、家庭だけでなく、地域全体を巻き込んだ子育てを応援する環境づくりが求められています。

【主な取組】

- (1)長時間労働抑制等の推進
- (2)家庭における男性の参画促進
- (3)地域における男性の参画促進

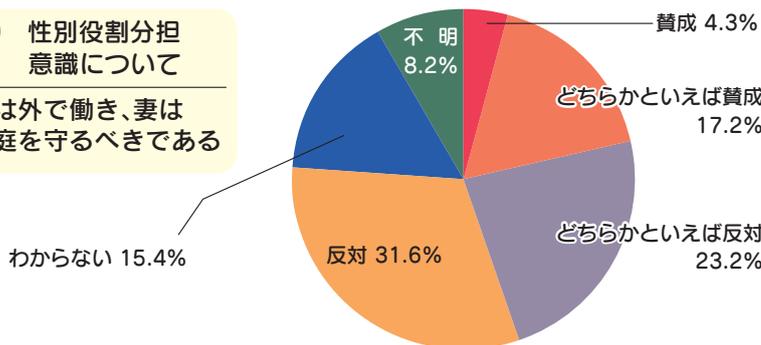


(備考) 1.総務省「社会生活基本調査」より作成。
 2.「夫婦と子供の世帯」における6歳未満の子供を持つ夫の1日当たりの「家事」及び「育児」をする人の割合。
 3.本調査では、15分単位で行動を報告することとなっているため、短時間の行動は報告されない可能性があることに留意が必要である。

2017年度 町民意識調査

問10 性別役割分担意識について

③夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである



重点目標4 農林業等における男女共同参画の推進

【現状と課題】

農業就業人口の半数を女性が占めるなど、女性は農林業等の振興、経営の発展や地域の活性化において重要な役割を果たしています。

地域ビジネスの展開や事業の創出を図る「6次産業化」の進展に伴い、女性の能力の発揮による活躍がますます期待されています。

女性の経済的地位の向上のためには、女性の主体的な経営参画、家族の理解、経営上の位置づけの明確化など、女性が就業しやすい環境づくりが必要です。

女性の能力の発揮による経営発展のためには経営者としての自覚や意識の向上、生産技術、販売、労務及び財務などのマネジメント能力を高めていくことが重要です。

農林業等の生産だけでなく、直売や加工、ツーリズム、地産地消、食育、食文化の伝承など農林業等の魅力を伝える活動は、女性の活躍の場となっていますが、高齢化によるリタイアが危惧され、次代を担う女性の育成が求められています。

農山村等における経済活動の一翼を担っている関係団体が開催する研修会等へ、女性が参加することにより、男女共同参画の意識を高める必要があります。

【主な取組】

- (1) 農林業における男女共同参画の推進
- (2) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

家族経営協定や農業経営体への女性の参画現状

項目	2017	2018	2019	2020
女性が参加している農業経営体数(A)	19	22	22	25
女性が参加している新規就農者数(B)		7	8	6
計(A)+(B)	19	29	30	31

出典：玖珠町認定農業者台帳

重点目標5 男女が共に支える地域づくりの推進**【現状と課題】**

地域においては、高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な変化が生じており、地域における役割を、男女が共に担わないと立ち行かなくなる状況となっています。魅力ある地域づくりをしていくためには、地域活動における性別・世代の偏りを解消し、地域における男女共同参画を推進することがさらに重要となっています。

自治活動においては、これまでも女性が様々な役を担ってきましたが、方針決定の場への女性の参画は進んでいません。性別にとらわれず、自治区活動の主導的役割を担うことができる環境づくりが必要です。

観光・地域づくり分野においては、県内各地に地域リーダーとして活躍している女性が増えています。今後も、地域の中での様々な取組に、男女が共に参加していけるよう女性リーダーの育成や情報発信を行うことが大切です。

防災分野については、地域防災計画等で男女共同参画の視点が盛り込まれており、これを着実に実施することが必要です。特に、過去の被災時の教訓から、子どもや女性に配慮した避難所運営等の災害復興分野における女性の参画を推進する必要があります。

また、平時の高齢者宅への防火訪問や、災害時の避難所運営等における子どもや女性のニーズの把握等、女性目線に立ったきめ細やかな配慮が求められています。

環境分野では、4Rの推進や環境保全活動など、これまで町民総参加で取り組んできた成果をいかし、推進します。喫緊の課題である地球温暖化対策として、持続可能な低炭素社会づくりを推進するためには、町民一人ひとりの環境に関する意識を高め、主体的に行動することが求められています。男女が共に参加する環境保全活動を一層推進し、実施にあたっては学校や地域、関係団体などあらゆる主体と連携しながら、環境分野における男女共同参画を推進する必要があります。

【主な取組】

- (1) 地域における男女共同参画の推進
- (2) 地域おこし・まちづくり・観光分野における男女共同参画の推進
- (3) 防災・災害復興分野における男女共同参画の推進
- (4) 環境分野における男女共同参画の推進

第2章 計画の推進体制

本計画の取組は、様々な分野にまたがっており、これらの取組を総合的かつ効果的に推進するため、基本目標に掲げた施策（**積極的改善措置***を含む。）を講じるとともに、次のとおり推進体制を充実します。

(1) 町民・事業者・行政の連携と協働

町民・事業者・行政の連携と協働を図り、全町的な広がりをもって、男女共同参画社会の実現に向けて社会のあらゆる分野における取組を進めていきます。

玖珠町男女共同参画推進条例～抜粋

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (3) **町民** 住民登録の有無にかかわらず、町に住む人、町で活動する人又は町に滞在する人をいう。
- (4) **事業者** 町内において事業活動を行う個人、法人その他の団体をいう。

***積極的改善措置** 社会のあらゆる分野における活動において、男女間の参画の機会の格差を改善するため、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

玖珠町男女共同参画推進条例～抜粋

第10条 町は、**積極的改善措置**として、次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

- (1) 町における政策の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に推進すること。
- (2) 事業者における方針の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に推進するため、当該事業者に対し、助言、情報の提供その他の必要な支援を行うこと。

(2) 庁内推進体制の充実及び計画の進行管理

- ① 玖珠町男女共同参画推進条例及びこの計画に基づく施策を総合的かつ効果的に推進します。
- ② 玖珠町人権・部落差別解消推進審議会において、この計画の策定・変更について調査審議し、町民及び事業者からの申出等の処理、男女共同参画の推進に関する重要な事項について、町長の諮問に応じて答申及び町長に建議します。
- ③ 職員が男女共同参画の理念を理解し、率先して男女共同参画を推進できるよう研修を行うとともに、町自らが男女共同参画のモデル職場となるよう行動計画を策定します。

(3) 大分県・他市町村・関係団体等との連携

大分県・他市町村・関係団体等との連携を図り、専門的な機関への誘導や自主活動への支援を図ります。

男女共同参画社会が実現すると、 次のような暮らしやすい活力ある玖珠町になります。

〈家庭では〉

- 男性や女性、子ども、高齢者、障がい者も、誰もが家族の一員として尊重され、互いに支え合い、家庭生活を築くことができます。
- 性別にとらわれず子どもの個性と能力を尊重する子育てにより、子どもの多様な生き方を可能にします。
- 男性も家事・育児・介護等に参画し、男女が共に喜びと責任を分かち合うことができます。
- 多様な保育サービスや介護サービスを受け、地域の人に支えられて、男女が共に子育てや介護を行うことができます。
- 男性も女性も、趣味や学習、仕事、ボランティア活動・地域社会への参画等を通じて自己実現を図り、健康で充実した生活を送ることができます。



〈地域では〉

- 男尊女卑や固定的な性別役割分担に基づく慣行が見直され、個人の考え方や行動が尊重されるようになります。
- 幅広い年齢層の人が様々な活動の企画や方針決定に関わり、豊かで住み良い地域づくりに貢献することができます。
- 地域活動が活発に行われ、子育てや介護などの協力体制が整い、誰もが安心して暮らすことができます。



〈働く場では〉

- 長時間労働などの働き方が見直され、男性も育児休業や介護休業を取るなど、仕事と家庭生活や地域活動が両立できる労働環境の中で、心身共にゆとりと充実感を持って働くことができます。
- 女性も事業の企画や経営の方針決定過程に参画して、女性の(能)力を発揮することによって、経済活動の創造性が増し、生産性が向上します。
- 誰もが働きやすく、多様性に富んだ職場環境になり、個人の能力が最大限に発揮されます。
- 採用、賃金、昇進等の男女差別が解消され、その人の個性、能力、意欲が十分発揮できます。
- 母性健康支援やセクシュアルハラスメント対策、マタニティハラスメント・パタニティハラスメント対策等が講じられ、快適な職場環境が整備されます。



資料編

男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は

変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総

理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

[後略]____

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 基本方針等(第五条・第六条)
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
 - 第二節 一般事業主行動計画(第八条—第十四条)
 - 第三節 特定事業主行動計画(第十五条)
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第十六条・第十七条)
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第十八条—第二十五条)
- 第五章 雑則(第二十六条—第二十八条)
- 第六章 罰則(第二十九条—第三十四条)
- 附 則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護

その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年9月4日法律第64号)

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤

務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行規則)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二九年三月三十一日法律第一四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

四 〔前略〕附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規

定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

五 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正：平成26年4月23日法律第28号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ

る者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年4月13日法律第31号）

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。

以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和三十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和三十二年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその

知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の

規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条 被害者 被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）

第六条第一項 配偶者又は配偶者であった者同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項配偶者 第二十八条の二に規定する関係にある相手第十条第一項 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合

第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援

センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第四条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成十六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則(平成十九年七月一日法律第一一三号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第三条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成二五年七月三日法律第七二号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

2 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

3 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成二六年四月二三日法律第二八号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [前略]附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

三 [略]

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○玖珠町男女共同参画推進条例

平成20年3月28日玖珠町条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動において、男女間の参画の機会の格差を改善するため、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 町民 住民登録の有無にかかわらず、町に住む人、町で活動する人又は町に滞在する人をいう。
- (4) 事業者 町内において事業活動を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により、当該個人に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者又は男女の親密な関係にある者若しくはあった者に対する身体的、精神的、経済的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会のあらゆる分野における活動の選択に関して、男女が、制度又は慣行により差別されないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、町における施策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動に関し家族の一員として相互に協力し、当該家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動との両立を図ることができるようになること。
- (5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、その推進は、国際的な協調の下に行われなければならないこと。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 町は、男女共同参画の推進に当たり、町民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携し、協力を図るよう努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に情報を表示する場合の配慮)

第8条 何人も、公衆に情報を表示する場合は、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを助長し、又は是認する表現を行わないよう努めなければならない。

(基本計画)

第9条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱その他必要な事項について定めるものとする。

3 町長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、玖珠町人権・部落差別解消推進審議会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第10条 町は、積極的改善措置として、次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

(1) 町における政策の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に推進すること。

(2) 事業者における方針の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に推進するため、当該事業者に対し、助言、情報の提供その他の必要な支援を行うこと。

(町民及び事業者の理解を深めるための措置)

第11条 町は、広報活動等を通じて、基本理念に関する町民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第12条 町は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究の推進に努めるものとする。

(教育及び学習の充実)

第13条 町は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第14条 町は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動とその他の活動とを両立して行うことができるように、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(町民及び事業者に対する支援)

第15条 町は、町民及び事業者に対し、男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(町民及び事業者からの申出等)

第16条 町長は、町民及び事業者から、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に係る苦情等の申出、性別による差別的扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に係る相談又は男女共同参画の推進に必要と認められる意見等の申出があった場合は、適切な処理に努めるものとする。

2 町長は、前項の処理にあたって必要があると認めるときは、玖珠町人権・部落差別解消推進審議会の意見を聴くことができる。

(審議会)

第17条 男女共同参画の円滑な推進を図るため、玖珠町人権・部落差別解消推進審議会（以下「審議会」という。）は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 第9条第3項の規定により意見を求められた事項について調査審議すること。
- (2) 前条第2項の規定により意見を求められた事項について調査審議し、町長に意見を述べること。
- (3) 男女共同参画の推進に関する重要な事項について、町長の諮問に応じて答申し、及び町長に建議すること。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に策定されている「くすまち男女共同参画プラン」は、第9条の規定による手続を経て策定された基本計画とみなす。

● 玖珠町・大分県・国・世界(国連)の取り組み

年	玖珠町	大分県	国	世界(国連)
1975年 (昭和50年)			婦人問題企画推進本部設置	国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択
1976年 (昭和51年)				国連婦人の10年1985年(昭和60年)まで。目標:平等、発展、平和)
1977年 (昭和52年)			「国内行動計画」策定	
1978年 (昭和53年)		青少年婦人室設置 大分県婦人行政企画推進会議(副知事を長とする庁内組織)設置 大分県婦人問題懇話会(知事の私的諮問機関)設置 「婦人の実態調査」実施		
1979年 (昭和54年)				国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択
1980年 (昭和55年)		「婦人の明日をひらく一県内行動計画」策定 青少年婦人室から青少年婦人課へ改組		「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択
1983年 (昭和58年)		懇話会が「いま問われている父親の役割」を提言		
1985年 (昭和60年)			「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
1986年 (昭和61年)		懇話会が「政策・方針決定の場への女性の参加促進」を提言	婦人問題企画推進有識者会議開催	
1987年 (昭和62年)		「家庭生活に関する実態調査」実施	「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定	
1988年 (昭和63年)		「社会生活に関する実態調査」実施		
1989年 (平成元年)		「若い世代に関する実態調査」実施		
1990年 (平成2年)		青少年婦人課から女性青少年課へ名称変更大分県婦人問題懇話会から大分県女性に関する懇話会へ名称変更		「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択
1991年 (平成3年)		「おおいた女性プラン1」策定	「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画(第1次改定)」策定「育児休業法」公布	
1993年 (平成5年)		懇話会が「安心して子どもを産み育てられる環境づくりに向けて」を提言		国連世界人権会議「ウィーン宣言」
1994年 (平成6年)			男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置(政令) 男女共同参画推進本部設置	国際人口開発会議(カイロ)
1995年 (平成7年)		懇話会が「いきいきとした地域社会構築のための女性の役割」を提言 「男女の生活と意識に関する実態調査」実施	「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択
1996年 (平成8年)			「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策定	

年	玖珠町	大分県	国	世界(国連)
1997年 (平成9年)		懇話会が「男女共同参画 身近なところからのアクションプログラム」を提言	男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正	
1999年 (平成11年)		懇話会が「男女共同参画社会が男性に期待するもの」を提言 大分県女性に関する懇話会から大分県男女共同参画懇話会へ名称変更「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施	「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「児童買春・児童ポルノ禁止法」公布、施行	
2000年 (平成12年)			「男女共同参画基本計画」閣議決定「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)
2001年 (平成13年)	庁内の職員による「男女共同参画推進基本計画策定委員会」設置	「おおいた男女共同参画プラン」策定大分県男女共同参画推進本部設置(知事本部長)	男女共同参画局設置男女共同参画会議設置「DV防止法」公布・施行「育児・介護休業法」改正	
2002年 (平成14年)	町内の成人者から、無作為に抽出した100名を対象に「玖珠町男女共同参画社会づくりのためのアンケート」実施(4月) 庁内の有識者等による「男女共同参画推進基本計画策定懇話会」設置(6月)	「大分県男女共同参画推進条例」公布・施行大分県男女共同参画審議会設置 女性青少年課から青少年・男女共同参画課へ改組		
2003年 (平成15年)	懇話会の協議を経、「くすまち男女共同参画プラン」策定	大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)開設	「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	
2004年 (平成16年)		青少年・男女共同参画課から県民生活・男女共同参画課へ改組 「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施	「DV防止法」改正 (12月2日施行：①配偶者からの暴力の定義が身体的暴力に限定されていたものから言葉や態度などによる精神的暴力も含むこととなった、②元配偶者も保護命令の対象となった。③退去命令の期間が2か月へ	
2005年 (平成17年)	くす女性会議設立(7月)	「大分県 DV 対策基本計画」策定	「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 「育児・介護休業法」改正	「北京+10」、ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブ
2006年 (平成18年)		「おおいた男女共同参画プラン(改訂版)」策定	「男女雇用機会均等法」改正	第1回 東アジア男女共同参画担当
2007年 (平成19年)		「男女雇用機会均等法」施行(セクハラ防止に配慮する義務が「セクハラ防止措置をとる義務」へと強化) 「DV防止法」改正(平成20年1月施行、電話等を禁止する保護命令(①面会の要求②行動の監視に関する事項を告げること等③著しく粗野・乱暴な言動④無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メールほか)		

年	玖珠町	大分県	国	世界(国連)
2007年 (平成19年)		「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		
2008年 (平成20年)	「玖珠町男女共同参画推進条例」の制定			
2009年 (平成21年)		「大分県 DV 対策基本計画(改定版)」策定 アイネスを配偶者暴力相談支援センターに指定 (8月3日)「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施	「育児・介護休業法」改正	(第6回報告に対する)女子差別撤廃委員会からの最終見解
2010年 (平成22年)		県民生活・男女共同参画課をアイネスに移転・統合	「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定(12月)	
2011年 (平成23年)	「くすまち男女共同参画プラン(第2次計画)」改定(4月)	「第3次おおいた男女共同参画プラン」策定	「障害者虐待防止法」成立(2012年(平成24年)10月施行) 「第2次犯罪被害者等基本計画」(3月25日閣議決定)	
2012年 (平成24年)		「第3次大分県 DV 対策基本計画」策定	「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(2013年(平成25年)3月施行)	
2013年 (平成25年)			「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」(連続して電子メールを送信する行為が規制対象に追加、H25.10月全面施行) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(教育支援、生活支援、保護者への就労支援、経済的支援等、H26.1月施行) 「障害者差別解消法」(「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」、H28.4月施行)「第3次障害者基本計画」(H25.9.27閣議決定) 「生活困窮者自立支援法」(自立相談支援、住居確保支援、就労支援ほか、H27.4月施行) 「DV防止法」改正(生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者を対象とする、H26.1月施行)	
2014年 (平成26年)		「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施	「児童買春・児童ポルノ禁止法」改正(自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持への処罰規定、H26.7月施行)	女子差別撤廃条約実施状況報告(第7回及び第8回報告)
2014年 (平成26年)			「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(私事性的画像記録の提供等により私生活の平穩を侵害する行為への処罰規定、12月全面施行)	

年	玖珠町	大分県	国	世界(国連)
2015年 (平成27年)		「女性が輝くおおいた推進会議」設立 「大分県犯罪被害者等支援推進指針」(仮称)	「女性活躍推進法」成立(H27.9月部分施行、H28.4月全面施行) 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定(H27.12月)	「北京+20」国連サミット「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択(SDGsのゴール5として「ジェンダー平等」明記)
2016年 (平成28年)		「第4次おおいた男女共同参画プラン」策定 「大分県犯罪被害者等支援推進指針」策定 「おおいた性暴力救援センター・すみれ」開設	「育児・介護休業法」改正(介護休暇、子の看護休暇の半日単位での取得可能、H29.1月施行)	
2017年 (平成29年)		「第4次大分県DV対策基本計画」策定	「男女雇用機会均等法」施行(マタハラ対策は事業主の責務、H29.1月施行) 「育児・介護休業法」改正(育児休業期間の延長、29.10月施行)	
2018年 (平成30年)			「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(H31.4月施行) 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(H30.5月施行)	
2019年 (令和元年)		「男女共同参画社会づくりのための意識調査」実施	「女性活躍推進法」改正(一般事業主行動計画の策定・届出及び情報公開の義務の対象拡大 R4.4月施行)	「G20大阪サミット」
2020年 (令和2年)		「女性が輝くおおいたアクションプラン2020」策定		

男女共同参画キーワード集

固定的性別役割分担など、男女共同参画に関わる用語を以下のとおり紹介します。

あ行

育児・介護休業法

育児・介護休業法の理念は、労働者がその能力を社会で十分に発揮すると同時に、育児または介護について家族の一員としての役割を果たすことである。平成3年に育児休業法として始まり、その後、育児・介護休業法となった。その後、数回の改正を経て平成29年は、「2歳まで育児休業期間の延長可能」「育児休業等制度の個別周知」「育児目的休暇の新設」の3点が改正された。

イクボス

イクボスとは、職場で共に働く部下やスタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理者）のことを指す。男性管理職に限らず、女性管理職も対象になる。

イクメン

イクメンとは、子育てを積極的に楽しんで行う男性のことをいう。子育ての負担が女性にばかりにのしかかる現状を打破するために、子育てに積極的に参加する「イクメン」が、いま求められている。

SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年の国連サミットで採択された2030年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するため、17の目標が掲げられている。その目標のひとつに「ジェンダー（社会的・文化的性別）平等の実現」があり、日本では、女性に配慮したインフラ整備や母子保健サービスの拡大、女子教育や理系分野で活躍する女性の拡大等を通じて、女性の活躍推進と質の高い成長を目指している。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化した時、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは結婚や出産を機に仕事から離れる女性が多く、子育てが一段落すると再び仕事に戻るという特徴があるためである。Mの真ん中にあたるくぼみは年々浅くなる傾向で、その要因としては、有配偶者の就業率が上昇していること、その年代の未婚者率が上昇していることがあげられる。女性が途中で仕事を辞めずに続けるためには、育児支援の充実や在宅勤務の拡大などが必要で、経済活性化のための重要な施策のひとつになっている。

〴〵おとう飯、始めよう

内閣府では、子育て世代の男性の家事・育児、特に料理への参画促進を目的に「〴〵おとう飯、始めよう」キャンペーンを行っている。これまで料理なんかできないと思っていた方

も、「簡単に、手間を掛けずに、多少見た目が悪くても美味しければいい『おとう飯、』で家族を笑顔にしましょう。

か行

改正配偶者暴力防止・被害者保護法

改正配偶者暴力防止・被害者保護法は、平成25年6月26日に国会で成立し、7月3日に公布、平成26年1月3日から施行された。夫婦間（元夫婦、事実婚を含む）、同居中またはかつて同居していた交際相手から暴力を受けた場合も保護の対象となる。

固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例。

固定的な性別役割分担意識

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要業務・女性は補助的業務」など、個人の能力等とは関係なく、性別によって役割分担をする意識が根強く残っている。男女がともに仕事や家庭の中で、お互いに協力しながら役割を分担していくためには、長時間化している男性の労働時間を短縮できる職場環境を整え、家庭生活での自分の役割を見直すことが求められている。

さ行

ジェンダーギャップ指数

世界の企業や団体が加盟する非営利の公益財団、世界経済フォーラムが毎年公表している世界各国の男女格差（ジェンダーギャップ）を数値化し、ランク付けしたもの。指数は女性の地位を経済、教育、政治及び保健の4つの分野のデータで算出し、0が完全不平等、1が完全平等を意味している。

職場のハラスメント

普段の何気ない行動や言葉がハラスメント（嫌がらせ）になる場合があります。

以下は、職場で起こりやすいハラスメント

- **パワハラ（パワーハラスメント）**：職場の優位な立場を利用して行う、精神的・肉体的な嫌がらせ。
- **セクハラ（セクシャルハラスメント）**：不快な行動・言動による性的な嫌がらせ。
- **マタハラ（マタニティハラスメント）**：妊婦であることを理由に、退職を迫ることや、仕事を与えなかったり、無理な仕事をさせたりするなどの嫌がらせ。
- **エイハラ（エイジハラスメント）**：年齢による差別や嫌がらせ。

女性のチャレンジ応援プラン

家事や子育てと両立しながら就職したい、経験を生かして地域貢献や起業をしたいなどの希望を持つ女性が、その希望に応じてチャレンジできるよう平成27年度に国が実施する支援策を5つの柱でまとめたもの。

- (1)家事や子育てと両立可能な就職・再就職支援
- (2)専門資格等を生かした再就職支援
- (3)ひとり親家庭の方への就職支援
- (4)経験を活かした地域貢献等の支援
- (5)女性のアイデアで地域を元気づける起業支援

セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、相手が望まない性的な言動により、相手に不快感や不利益を与えること。職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、「対価型」と「環境型」に分類される。

「対価型」とは、職務上の上下関係を利用して性的な要求や誘いかけを行い、その対応によって利益または不利益を与えること。

「環境型」とは、相手が望まない性的な言動や要求を行うことにより就労意欲を損なわせ、不快感を与えること。

た行

ダイバーシティ

ダイバーシティとは、性別や国籍などに関わりなく、年齢、学歴、価値観などの多様性を受け入れ、広く人材を確保し、積極的に活用するという考え方のこと。

ダブルケア

晩婚化・晩産化(結婚年齢・出産年齢の上昇)により、育児と親の介護を同時に担う状態のこと。

男女共同参画社会

男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会」を形成すること。(男女共同参画社会基本法第2条)。

男女共同参画シンボルマーク

内閣府男女共同参画局では、平成21年に男女共同参画社会基本法制定10周年を迎えるに当たり、男女共同参画のシンボルマークを作成した。このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いを尊重しあい、共に歩んでいけたらという願いがこめられている。

男女雇用機会均等法

妊娠・出産などを理由とした不利益な取り扱いの禁止などを定めた法律

テレワーク

テレワークとは、情報通信技術 (ICT) を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。障害や高齢・子育て・介護等の理由で通勤が困難な人でも働けるようになるため、少子高齢化対策の推進、ワーク・ライフ・バランスの実現、地域活性化の推進等が期待されている。

DV(ドメスティック・バイオレンス)

DVとは、一般的に夫婦や婚約、同棲しているなどの親密な関係にある男性と女性の間にかかる暴力をいう。男性が被害者の場合もあるが、多くは女性が被害者となっている。

暴力の形態として、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力などがある。

は行

ポジティブ・アクション

ポジティブ・アクションとは積極的改善措置のことで、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するもの。必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

ま行

マタハラ・パタハラ

マタハラはマタニティ・ハラスメントの略で、働く女性が、妊娠・出産を契機に職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、解雇や雇い止め等、不当な扱いを受けることをいう。

パタハラはパタニティ・ハラスメントの略で、パタニティとは、英語で「父性」を意味する。男性が育児参加を通じて、自らの父性を発揮する権利や機会を、職場の上司や同僚が侵害することをいう。

ろ行

リプロダクティブ・ヘルツ・ライツ

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。妊娠・出産・避妊などについて女性自らが決定権を持っているという考えのこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランスとは、人それぞれの希望に応じて、「仕事」と、子育てや親の介護、地域活動等の「仕事以外の生活」の調和がとれ、その両方が充実している状態をいう。望ましいバランスは、人によっても違い、青年期、子育て期、中高年期といったライフステージによっても変化する。ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、これまでの働き方を見直すことがポイントになる。実現すれば、一人ひとりが、より充実した生活をおくり、成長しながら働くことができ、企業も社員の力を十分に引き出して、持続的に発展することができ、社会全体にも活力が生まれる。

玖珠町第3次男女共同参画基本プラン

2021年(令和3年)3月発行

問い合わせ先

玖珠町人権確立・部落差別解消推進課

〒879-4405

大分県玖珠郡玖珠町大字帆足268番地の5

電話：0973-72-1112

FAX：0973-72-0810

ホームページ <https://www.town.kusu.oita.jp/>